

令和8年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）への企業合宿型ワーケーション（以下「ワーケーション」という。）の誘致により、法人の人材育成のほか、当該地域における地域課題の解決や地域との共創による地域活性化を図り、ワーケーションを通じた地域と県外企業との継続的な関係性の構築を目指すことを目的とする。

(対象者)

第2条 令和8年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県外に本社機能を置く法人であり、1年以上の事業活動実績があること。ただし、南予地方局長が適当と認める場合はこの限りではない。

(2) 次の事業を実施していない者であること。

ア 令和8年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業

イ 令和7年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業

ウ 令和6年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業

エ 令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション定着促進事業

オ 令和4年度「企業合宿型ワーケーション」実証モニターツアー

(3) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。

(4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て会社更生法の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる取組みに協力するものとする。

(1) 県が実施するアンケート調査。

(2) 県が運営するウェブサイトでの令和8年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用したワーケーション実施状況等の掲載及び二次利用可能な実施報告書並びに写真データの提供。

(ワーケーションの内容)

第3条 補助金の交付を受けて実施するワーケーションは、南予地域ワーケーション誘致推進協議会（事務局：愛媛県南予地方局地域政策課）から提案のあるプログラムをもとに、補助対象者と地域との交流・協働を行い、関係人口の構築が見込まれると南予地方局長が認めるものとする。

(対象事業)

第4条 対象事業は、前条に掲げるワーケーションであって、かつ、1回の行程につき、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 余暇活動が中心の福利厚生型と認められるワーケーションではないこと。

(2) 南予地域に1泊以上滞在すること。

(3) ワケーション参加人数が3名以上であること。

(4) ワケーションの様子の紹介など社内外への広報宣伝すること。

- (5) 補助金を活用した後に企業負担での再訪が見込める事業計画であること。
- (6) 国及び県の補助事業の交付を受けない事業であること。

(補助対象期間等)

第5条 補助対象期間は、補助金交付決定の日から令和9年3月31日までの間とし、補助対象経費等は令和8年度愛媛県南予地域ワーケーション定着促進事業費補助金交付要綱に定める。

(補助事業の決定に関する手続き)

第6条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象者を決定するものとする。

- (1) ワーケーションの実施を希望する者は、事業計画書を県に提出する。
- (2) 前号の事業計画書提出後に、ワーケーション実施時期等が明確になり、ワーケーションを実施しようとする者は、交付申請書を県に提出する。
- (3) 県は、前号による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容等を審査のうえ、補助事業者を決定する。

(補助)

第7条 県は、補助事業者が実施するワーケーションに対して、補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。